

国家戦略特別区域及び区域方針（抜粋）

平成 26 年 5 月 1 日 内閣総理大臣決定
平成 27 年 8 月 28 日 一部変更

VIII. 宮城県仙台市

1. 対象区域

宮城県仙台市

2. 目標

女性、若者、シニアが主導するソーシャル・イノベーション（社会起業）を推進するため、開業手続きの迅速化や保育士不足の解消を図るとともに、産学連携の下、自動走行等の技術実証などの新たなイノベーションを通じ、被災地からの新しい経済成長のモデルを構築する。

3. 政策課題

- (1) 女性、若者、シニアなどを重視した意欲ある起業家の輩出
- (2) 株式会社やNPO法人などの起業手続きの迅速化
- (3) 起業家・ベンチャー企業の経営の安定化・雇用の拡大
- (4) 保育士確保、待機児童解消等による女性の社会参加の拡大
- (5) 被災対応・産業復興のための次世代移動体システムの実証促進

4. 事業に関する基本的事項

（実施が見込まれる特定事業等及び関連する規制改革事項）

<保育>

- ・ 政令市における地域限定保育士試験の実施【地域限定保育士】
- ・ 待機児童解消のための都市公園内への保育所設置【都市公園保育所】

<雇用・創業>

- ・ NPO法人の設立認証申請時の縦覧期間を短縮【NPO】
- ・ 定款認証を行う公証人の柔軟な配置【公証人】
- ・ 社会的企業等に対する雇用条件の整備【雇用条件】

<まちづくり>

- ・ まちなかの賑わいの創出【エリアマネジメント】

<その他>

- ・ 産学連携の下での自動走行等の近未来技術実証のための制度整備

<別紙>

略 称	「国家戦略特区における規制改革事項等の検討方針」(平成 25 年 10 月 18 日日本経済再生本部決定)における規制改革事項(※は、全国規模)
【病床】	病床規制の特例による病床の新設・増床の容認
【外国医師】	国際医療拠点における外国医師の診察、外国看護師の業務解禁 (一部※)
【保険外併用】	保険外併用療養の拡充
【医学部検討】	医学部の新設に関する検討
【雇用条件】	雇用条件の明確化
【有期雇用】	有期雇用の特例 (※)
【公設民営学校】	公立学校運営の民間への開放(公設民営学校の設置)
【容積率】	都心居住促進のための容積率・用途等土地利用規制の見直し
【エリアマネジメント】	エリアマネジメントの民間開放(都市機能の高度化等を図るための道路の占有基準の緩和)
【旅館業法】	滞在施設の旅館業法の適用除外
【農業委員会】	農業委員会と市町村の事務分担
【農業生産法人】	農業生産法人の6次産業化推進等のための要件緩和
【信用保証】	農業への信用保証制度の適用
【農家レストラン】	農家レストランの農用地区域内設置の容認
【古民家等】	古民家等の歴史的建築物の活用のための建築基準法の適用除外など (※) (特区における特例措置である「歴史的建築物に関する旅館業法の特例」を含む)

略 称	「国家戦略特区における規制改革事項等の検討方針」(平成 26 年 10 月 10 日国家戦略特別区域諮問会議及び平成 27 年 3 月 19 日国家戦略特別区域諮問会議とりまとめ)における主な規制改革事項など
【公証人】	公証人の公証役場外における定款認証
【地域限定保育士】	「地域限定保育士」の創設(政令市による当該保育士試験の実施を含む)
【NPO】	NPO法人の設立手続きの迅速化
【国有林野】	国有林野の民間貸付・使用の拡大
【都市公園保育所】	都市公園内における保育所設置の解禁
【外国医師診療所】	外国医師による診療範囲の拡充